

# 【きびしんフリーローン】

【2019年10月1日現在】

1. 商品名	●きびしんフリーローン
2. ご利用いただける方	●次の条件をすべて満たし、(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方 ①申込時年齢が満20歳以上の方で、最終返済時の年齢時が満75歳以下である方 ②安定継続した収入のある方 ※年金収入の方も対象となります。 ※派遣社員・パート等の非正規社員の方は安定継続した収入があると認められる場合は対象となります。 ③当金庫の会員となれる方 ・当金庫の地区内の住所または居住を有する方 ・当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ※上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき、会員となることができます。なお、会員となっていたりなくてもご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫本支店までお問い合わせください。
3. お使いみち	●自由(事業性資金・おまとめ資金も可)
4. ご融資限度額	●1万円以上500万円以内(1万円単位)
5. ご利用期間	●3ヶ月以上10年以内
6. ご融資利率	●当金庫所定の利率を適用させていただきます。
7. ご返済方法	●元金均等割賦返済、元利均等割賦返済 ●ボーナス併用返済も可能です。(但し、ご融資金額の50%以内です) ●元金の据置期間は6ヶ月以内です。
8. 保証人・担保	●(一社)しんきん保証基金が保証しますので不要です。
9. 保証料	●保証料は金利に含んでいます。
10. 手数料(税抜表示)	●融資条件の変更(借入期間、返済日、返済金額、金利) 5,000円 ●繰上げ返済手数料 5,000円
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス統括室(9時～17時、電話:0120-033-062)にお申し出ください。 ●紛争解決措置 岡山弁護士会(電話:086-223-4401)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 ※岡山弁護士会は移管調停利用のみ可能です。
12. その他	●お申込みに際しては事前に審査をさせていただきます。 ●お申込み時に必要な書類が全て揃いましたら審査をいたします。 ●審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ●商品の内容、現在のご融資利率、ご返済額の試算、資金計画、ご相談等につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。

吉備信用金庫

2019-221